

平成17年11月17日

三次市長 吉岡 広小路 様

三次市公共事業評価監視委員会
委員長 若 井 具 宜

三次市公共事業の再評価に関する意見について（答申）

平成17年10月27日開催の本委員会において「吉舎町敷地地区簡易水道拡張事業」及び「簡易水道再編推進事業（遠方監視システム整備）」について審議した結果、事業を実施することを適当と認めます。

事業評価の対応方針

1 対応方針

新たな事業に関する評価手法選定総合評価について

吉舎町敷地地区簡易水道拡張事業

平成18年度から新規事業に着手するため事業評価を行うこととする。

2 対応方針の理由

吉舎町敷地地区簡易水道拡張事業の必要性について

吉舎町の水道普及率は、57%と低く井戸水、山水等で飲料水を確保している状況にある。平成6年に給水開始した敷地地区簡易水道を拡張して当該地区に給水を行い、安全で安定した生活用水の供給を行う。

現在の必要性について

今回計画の敷地・片野地区は緑の山々と田畑に囲まれた田園風景のなかに民家が点在している良好な環境にあるが、その一方では、飲料水や生活用水は、井戸水、山水、ボーリング水を使用している。

特に近年、季節的に井戸の枯渇の兆候があり、必要な水量の確保が困難となっており、併せて水質も一部では鉄、マンガンの含有量が多く飲料水に適さない状況である。

このため、敷地地区簡易水道を拡張し、当該地区に水道施設を構築し、安全で安定した生活用水の供給を行うものである。

事業評価の対応方針

1 対応方針

新たな事業に関する評価手法選定総合評価について

簡易水道再編推進事業（遠方監視システム整備）

平成18年度から新規事業に着手するため事業評価を行うこととする。

2 対応方針の理由

遠方監視システム整備の必要性について

旧町村の各浄水場は、各支所(旧町村役場)からでも遠方にある施設が多く、浄水場に常勤できないなか、原水の変化に対して瞬時に対応することが困難である。冬季は積雪の多い地域であり、給水できなくなってから対応するというのでは遅く、浄水場及び配水池を常時監視し、警報情報の交信により事故対応を迅速に行える態勢をつくっておくことが安全で安定した水道水の供給を行うため必要である。

現在の必要性について

旧町村にある無人の浄水場22ヶ所のうち、12ヶ所には遠方監視システムまたは中央監視システムが設置されているが、残り10ヶ所については職員が随時(概ね2日に1回)目視により監視をおこなっている。監視システムが整備されている箇所においても、設備の故障等により警報が出された場合は各支所の監視室に警報が送信され、職員が故障の対応をおこなっている。

これからは、水道局に中央監視システム(テレメーター)を設置する。なお、移動時間の短縮を図り、対応が迅速にできるよう南部・北部で管理区域を分け、2ヶ所に中継監視拠点を設け、発生した警報は中継監視拠点から水道局に連絡を入れることとする。